神奈川県弁護士協同組合ニュース

Kanagawa Lawyers Cooperative News

No.48

発行者/神奈川県弁護士協同組合

〒231-0021 横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館内

Tel /045-211-7712



巻頭言 コロナ禍でも協同組合の活用を

理事長 庄司 道弘

昨年に続いてコロナ禍は未だ収束を迎えま せん。当組合でも、新規開業したばかりの組合 員にとっても、又ベテランの組合員にとっても 一大事だと思い、組合の実施する小口融資制度 (無担保、一人に最大 100 万円融資) につき、 現在の総融資枠数(30口《30人分》=総額 3000万円)を2倍に増やすことさえも計画して、 申し込み増加に備えました。しかし、これは 見事に裏切られました。融資申し込みは、予想 に反して伸びなかったのです。その理由について は未だ解析をしていませんが、政府の補助、援助 で切り抜けたのか、或いは外の理由があるのか、 兎も角、組合員は私の予想に反して、しぶとかった。 しかし、コロナ禍はまだまだ続きます。どうか、 組合の小口融資制度があることを頭の片隅に おいて、一時的緊急時にご利用していただけ れば幸いです。

また、「ステイホーム」が求められる中、組合 員の中には、この機会に専門的法分野の研究・ 調査に時間を費やす方もおられるでしょう。 当協同組合は、専門新刊書籍の購買斡旋をこれまでどおり継続しております。多少ですが組合員特典(割引)もあります。毎月のメール便及びHPをご覧いただき、ぜひご活用ください。さらに、当協同組合は、2018年度から出版事業をも手がけておりますので、研究・調査が深化され、書籍としての公表の機会をお捜しでしたら、当協同組合は可能な限りのお手伝いをさせていただきます。個人だけではなく、当協同組合にご相談ください(ご相談先は当協同組合事務局宛)[既刊書籍は2ページに掲載]。

これらは当協同組合の活動例のいくつかに 過ぎませんが、従来の自由な行動がかなわない 現状でも、当協同組合は、組合員の生活・活動 の支援を心がけています。

そして、1日も早く、コロナ禍が収束して、なんとかオリンピックが開催され、組合員皆さんの生活に日常が復活することを、心待ちにしております。



専務理事 本間 豊

毎度同じような内容ですが今年も同じように書きます。

組合加入率が 95.2%となり、令和 3 年 2 月 28 日 現在、神奈川県弁護士会会員 1,742 名中 1,660 名を数えます。

当協同組合のホームページ(HP)に掲載していますが、小口融資(ご融資金 100 万円)の枠は最大 30 人分となっており、100 万円を担保なしでいつでも借りることができますのでおおいにご利用ください。

昨年は、年末恒例の当協同組合主催のバザーが

コロナ禍の影響による「三密」回避のため、残念 ながら実施できませんでした。今年は、可能で あれば、特約店に呼び掛けまして、一層の充実を 図りたいと思っております。

また、保釈保証書発行事業につきましても、 順調に継続しておりますので、ますますのご活用 をお願い申し上げます。

協同組合がより活発になるように当協同組合内の委員会制度運用の原点に戻り、委員会や部会が活発に行動しています(詳しくは P2 ~ P3 の「委員長ご挨拶」をご覧ください)。

今後とも、神奈川県弁護士協同組合の発展に どうぞご協力をお願い申し上げます。

全 弁 協 便 り



毎年、同じような内容で申し訳ありませんが、この 「全弁協便り」は、基本的に新規登録会員向けですので、 どうかご理解下さい。

さて、「全弁協 (全国弁護士協同組合連合会)」は、全国の弁護士 協同組合(単協)の連合組織で、昭和59年に設立されました。

全弁協は、スケールメリットを活かして、弁護士賠償責任保険・所得補償保険などの各種保険事業、優良図書の販売・斡旋、特約店からの良質商品の低額斡旋、訴訟記録袋(パンタレイ)・訟廷日誌・弁護士業務便覧の販売などを全国的規模で展開しています。

これらのうち各種保険について当組合は、当組合の設立当初から 「三井住友海上火災保険㈱」と長年にわたる提携関係がありますが、全弁協 の主な提携先である「損害保険ジャパン(㈱」とも提携を開始しています。 これら保険のうち弁護士の必須アイテムである「弁護士賠償責任保険 (弁賠保険)」は、組合員でないと加入できませんし、この保険に加入 しないと各種の弁護士業務を行なうことができませんので、是非、組合 に加入し、弁賠保険に加入して下さい。

全弁協では、平成25年から「保釈保証書発行事業」を展開していますが、各方面からのご意見を踏まえて、使い勝手を良くする努力を重ねていますので、是非、ご活用下さい。(なお、この事業の詳細は、全弁協のホームページ、「自由と正義」(平成26年4月号)、「全弁協創立30周年記念誌」の「保釈保証書発行事業の実施と今後」(座談会)などをご参照下さい。)

また、全弁協では、一昨年の7月1日から「民事保全支払保証(ボンド)制度」(民事の仮差押え・仮処分に必要な保証金に関して、保険会社が保証書を発行することで代替できる制度)を発足させましたので、こちらの方の活用もお願いしたいと思います。(この事業の詳細についても、全弁協のホームページをご参照下さい。)

監事雑感



監事 青木 廣志 新型コロナウイルスが感染した日本人の 第一号罹患者が 2020 年1月28日で、

武漢の観光客を乗せた観光バスの運転手でした。そのコロナウイルスは、全世界に広がり政治・経済、そして経営・労働システムなどあらゆる分野を変革させながら、また自ら変異しながら蔓延しております。 当初の予想から「まさか」の思いです。その「まさか」の下での特需が、士業の世界でも生じております。国・自治体が行った給付金、助成金申請に絡んだ行政書土、社会保険労務士、

税理士、そして経営者・個人双方からの労働問題、賃貸借契約に絡む諸問題、破産案件・債権回収問題等を扱う弁護士です。顧問先の経営悪化による顧問契約解除が増加している現況から喜ばれる特需ではないことは言うまでもありません。また、アフターコロナにおいてはAI化による業務の効率化、勤務形態の変革、希薄になる人間関係など社会システムの変革が待ち受けております。徐々なる変化は受け入れられる余地がありますが、急激な変化は大きな痛みを生じさせます。

ダーウィンが言いました、「生き残ることができるのは、変化できる者である」 と。頭で理解していても、従前に馴れ親しんだ身は、言うことを聞かないのです。

当協同組合委員会新委員長ご挨拶-委員会の活性化を目指して-

当協同組合には、委員会制度のもと、総務、融資、購買、保険、福利厚生、広報拡充、企画調査の各委員会があります(定款 §54、委員会規約 § 1)。 庄司理事長の「協同組合で幸せになろう」(2020 年 No.47 本ニュース巻頭言) との呼びかけのもとで上記各委員会の活動の活性化も図られ委員長が新たに選任されました。そこで、新委員長からのメッセージをお届けします。

総務委員会 委員長 池田 賢史

総務委員に委嘱されたことに重責を感じていたのも束の間、いつの間にか委員長を拝命していました。某理事に「理事になるか、総務委員長になるか、どちらか選べ。」と言われ、自ら委員長に立候補した記憶があるような無いような…。とはいえ、委員長に選任された以上、弱音を吐いている暇はありません。定款変更案を起案したり、県下の協同組合の指導機関たる神奈川県中小企業団体中央会との折衝役になったりと、微力ながら、総務委員の一人として日々勉強させていただいています。2年前に急逝なさった私のボス弁岡部光平先生は協同組合関連の仕事を数多く手掛けていらっしゃいました。ボスへの恩返しのつもりで、今後も協同組合の発展のため尽力したいと思っております。

購買委員会 委員長 山下 昌弥

このたび、購買委員会の委員長を仰せつかりました山下昌弥と申します。 購買委員会とは、組合員のためにする事業用品・その他物品の共同購入 等を行うことを職務としております。具体的には、六法や手帳の購入・ 配布、弁護士会館の備品の購入・寄贈等がこれにあたりそうです。

私も長年、協同組合の組合員となっておりますが、ここ最近、組合員としての利益を享受している実感があまりありません。せっかくこのような立場に就いたのですから、多くの組合員が実感できる何かをお届けしたい! 今はそのように意気込んでおります。皆様のもとに届くものがこの意気込みだけにならないよう、精進いたします。

融資委員会 委員長 海野 宏行

小口融資の制度は、組合員の方が、一時的に資金が必要になったときに、手軽にかつ迅速に資金をご用立てする制度で、限度額 100 万円まで無担保で貸出しています。借入の期間は1ヶ月以上1年まで(1月単位)です。

現在、全国の単位弁護士協同組合において、小口融資制度が存在 するのは他に2単位会のみで、当協同組合の特徴ともいえます。

会員の福利厚生(特に、若手組合員の経済的支援等)のために、柔軟な対応をしており、当組合の「申込書」に必要事項を記入して提出して頂ければ、通常は約1週間という審査期間で融資実行がされております。

どうか、必要に応じましてご利用されるよう、ご案内いたします。





-0 Oc

神奈川県弁護士協同組合のホームページがリニューアルされます

協同組合のホームページは、2021年4月ころを「目処」にリニューアル予定です。

ホームページをより見やすくし、利用して頂きやすくするとともに、セキュリティを向上させ、加えて(実効性は 未知数ではありますが)一部「口コミ」を記載できるようにしたいと考えております。

ホームページのログインパスワードや、更新のお知らせなどは、たまにメーリングリストでも御連絡したいと思います。







特約店 情報

引きつづき組合員皆さんのご利用をお願いいたします。

保険委員会 委員長 武藤 一久

昨年1月、保険委員会委員長に就任しました。これまで、協同組合とのかかわりは、毎年、手帳をいただくことと、バザーで酒の売り子をやることだけでしたが、某理事から、「そんなにやることないから大丈夫。」と言われてお引き受けしました。完全に騙されましたが、修習生の頃からお世話になっている大先輩ですから、とても文句は言えません。協同組合は、保険代理店として、組合員の皆様に様々な保険商品を提供しています。バラエティに富んだ商品をとりそろえ、皆様のニーズに応えて参りたいと思いますので、今後とも、よろしくお願いいたします。

広報拡充委員会 委員長 井澤 秀昭

協同組合が相互扶助の精神に基づき組合員の皆さんのお役に立つ情報やサービスの提供等を行っていても、組合員の皆さんにそれを知っていただかなければ絵に描いた餅となってしまいます。そこで、組合の活動や組合員の皆さんにご利用いただけるサービス等をよく知ってもらえるようホームページの改訂拡充を始め、各種の広報拡充に向けた企画を考え実施しています。スタッフ不足もあり、思うように進まないところではありますが、他会の協同組合の広報の仕方などを研究し、WEBを通じたイベントなども行い、それらを通じての広報拡充を目指すなど委員一同力を合わせて広報の拡充に努めていきたいと思います。目指せ、加入率100%!

福利厚生委員会 委員長 桐野 純一

当協同組合委員会規約によると「福利厚生委員会は、組合員の福利厚生に関する事項について、その職務を行う。」と規定されています(12条1項)。そして、広辞苑によると、福利は「幸福をもたらす利益」、厚生は「健康を維持または増進して、生活を豊かにすること」ということですので、福利厚生委員会は、組合員の皆様の健康を維持・増進し、幸福をもたらすよう努めなければなりません。しかしながら、このような大仕事をやり遂げるには、個の力だけでは如何ともしがたく、今後、福利厚生委員会として(あるいは個人的に)、皆様に色々とお願いをさせていただくこともあろうかと思います。その際には、でき得る限りの御支援・御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。なお、私個人としては、特約店サービスを実際に利用し、その感想等をお届けするなどして、皆様がサービスを利用するきっかけづくりができれば、と考えております。

企画調查委員会 委員長 粟津 大慧

皆様初めまして、企画調査委員会委員長の粟津大慧と申します。私が委員に選任された約3年前、企画調査委員会の主な業務は特約店契約に関する審査でした。しかしながら一昨年より、組合員の皆様に対してより良いサービスを提供するべく新規特約店の開拓に向けた営業活動に力を入れるとともに、協力企業を集めた特約店祭りの開催に向けた準備を進めてきました。残念ながら、このコロナ禍により特約店祭りの開催には至っていませんが、今後も組合員の皆様への福利厚生を充実させるべく、引き続き特約店の開拓や新規事業の検討を進めていく所存です。最後になりましたが、私自身、つい3年前までは協同組合といえば毎年六法と日誌をくれるナァくらいの印象しかありませんでした。そのような中で、某理事長および某理事からの無茶ブリお声掛けやご縁により、いつの間にか委員に選任頂き、さらには企画調査委員会委員長という大役を仰せつかるに至ったこと、大変感謝しております。この場を借りて御礼申し上げます。